



(和訳文作成：国際協力銀行（J B I C）)

援助効果にかかるパリ宣言

オーナーシップ、調和化、アラインメント、結果、相互説明責任

I. 決意表明

1. 我々開発を促進する責任を有する大臣と多国間・二国間開発機関の長は、2005年3月2日にパリにて会合を行い、今年後半に行われる国連によるミレニアム宣言とミレニアム開発目標（MDGs）の5年目のレビューを見据えつつ、援助の供給と管理方法につきさらなるモニター可能な行動をとることを決意する。モンテレイでそうであったように、我々は援助量と他の開発資源が目標の達成のために増額されるべきである一方、援助効果もまた、ガバナンスを強化し、開発パフォーマンスを改善するパートナー国の努力を支援する上で大幅に向上されなければならないと認識する。これは、既存のバイ・マルチの開発イニシアティブが援助量を増額することに鑑みれば何にもまして重要である。

2. 今回の援助効果向上に関するハイレベルフォーラムでは、我々はローマで行われた調和化ハイレベルフォーラム（2003年6月）で採択された宣言、並びに開発成果マネジメントに関するマラケシュ円卓会議（2004年2月）で提案された基本原則のフォローアップを行った。なぜならば、我々はこれらが貧困削減や不平等の是正、成長の促進、能力開発、MDGsの達成促進において援助が有するインパクトを増大させると考えるからである。

より効果的な援助のためのスケールアップ

3. 我々は、援助供給を調和化・アラインするというローマでのコミットメントを再確認する。我々は、多くのドナーとパートナー国が援助効果に高い優先度を置いていることに勇気付けられ、特に次の分野の進捗にかかるコミットを再確認するものである。

- ① パートナー国の国家開発計画及びそれに付随する業務フレームワーク（計画、予算、パフォーマンス測定フレームワーク）を強化する。
- ② パートナー国の優先度、制度、手続きへの援助のアラインメントを増進させ、必要な場合には、そのような制度を強化する能力を支援する。
- ③ 開発政策・開発戦略及びパフォーマンスにかかる、ドナー及びパートナー国の市

民と議会に対する説明責任を強化する。

- ④ 費用効果を可能な限り増大させるため、開発努力の重複を避けるとともに、ドナーの行動を合理化する。
- ⑤ 集団的行動及びパートナー国の優先度、制度、手続きへの発展的なアラインメントを促進するため、ドナーの政策と手続きを改革・簡素化する。
- ⑥ 幅広く合意を得た好事例とその迅速で広汎な適用に沿いつつ、公共財政管理、調達、信用セーフガード、環境アセスメントに関するパートナー国制度のパフォーマンスやアカウンタビリティの測定方法と標準につき特定する。

4. 我々は、以下を含む残された課題に対処するため、具体的かつ効果的な行動をとることを約束する。

- ① パートナー国の開発計画の策定や成果に基づく国家開発戦略の実施に必要な制度能力の脆弱性
- ② パートナー国に対する、援助量の予測可能かつ複数年にわたるコミットメントができていないこと
- ③ ドナーの現地スタッフへの不十分な権限委譲とドナー間・ドナーとパートナー国間の効果的な開発パートナーシップのためのインセンティブの軽視。
- ④ HIV/AIDS 等の重要な分野を含む開発アジェンダにグローバルプログラムやイニシアティブが十分に統合されていない。
- ⑤ 市民からの支持を損なう汚職や透明性の欠如が効果的な資源の動員や配分をさまたげ、貧困削減や持続的経済成長などにとって重要な活動から資源を遠のかせてしまっている。

5. 我々は、援助効果の増大は可能であり、全ての援助モダリティにわたり必要であることを認識する。援助供給の最も効果的なモダリティを決定するにあたっては、我々はパートナー国が策定した開発戦略と優先順位に従う必要がある。我々は、組み合わせられた効果を最大限発揮するため、単独ないし共同で適切かつ相互補完的な援助モダリティを選択・設計する。

6. 本宣言をフォローアップするにあたっては、我々は、モンテレイで合意された援助フローを含む開発援助の供与・活用之际して国レベル、セクターレベルで過度に断片化しがちなドナーの活動を合理化するよう努力する。

国毎に異なる状況への適用・応用

7. 援助効果の増大は、2004年12月26日にインド洋周辺国を襲った津波災害のように、多くの課題を抱えた複雑な状況においても必要である。このような状況では、世界中からの人道支援・開発支援は、パートナー国の成長・貧困削減政策の枠内で調和化されなければならない。脆弱な国家では、国家建設と基本的なサービスの供給を支援するにあたり、我々は、調和化、アラインメント、成果マネジメントの原則が貧弱なガバナンスと政府能

力という環境を踏まえて適用されるようにしなければならない。我々は、援助効果を向上するにあたり、こうした複雑な状況に十分な注意を払う。

指標、年限、目標を特定する

8. この宣言で提案されている改革は、グローバルレベル、地域レベル、国レベルでの継続的なハイレベルでの政治的サポート、相互監視圧力、協調行動を必要とする。我々は、相互説明責任の精神に則り、本宣言の第2部に示されるパートナーシップコミットメントを実施することによって変革のペースアップを約束する。我々はまた、本日合意し、本宣言の第3部に示す12の指標を計測することにコミットする。

9. 進展に拍車をかけるため、2010年を目標達成年とする。これらの目標は、本宣言に合意した国・機関での進展を促進・フォローするべく設計されたものである。目標は、ドナーとパートナー国双方の取組みを含んでいる。これらは、個々のパートナー国が設定を希望するかもしれない独自の目標を代替したり、先取りしたりするものではない。我々は、第3部に示した指標のうち5つにつき暫定的な目標に合意した。我々は、2005年9月の国連サミットの前に5つの暫定目標を見直し、残りの目標値を設定することに合意した。我々は、DACの主催によるドナー・パートナー国双方のパートナーシップによって本作業を迅速に行うことを要求する。他方で、我々は、パートナー国、ドナーが、本宣言のパートナーシップ合意と指標の枠組内において独自の援助効果向上目標を設定するイニシアティブを歓迎する。例えば、数多くのパートナー国は行動計画を発表し、ほとんどのドナーは重要な新たな約束を発表した。我々は、かかるイニシアティブに関する情報を提供したいと考えている全ての参加者に対し、2005年4月4日までに提出するよう呼びかける。

進捗状況のモニタリングと評価

10. 国レベルで実際に進展があったことを示すことの重要性に鑑み、パートナー国のリーダーシップのもと、我々は定期的に質・量の面において援助効果に関する合意の実施状況を各国毎に定期的に分析する。その際、国レベルでのメカニズムを活用する。

11. 国際レベルでは、パートナー国の幅広い参画のため、また、2005年末までに本宣言の中期的なモニタリングに関する仕組みを提案するため、DACが主催するドナーとパートナー国とのパートナーシップを呼びかける。当面、我々は、第3部に含まれる指標の国際的なモニタリングに関する調整を当該パートナーシップに依頼する。これは、目標の精緻化、適切なガイダンスの提供とベースラインの設置、国横断的に一貫性のある集計等にかかる調整である。我々は、また、既存の援助審査メカニズムや地域別レビューを利用する。さらに我々は、パートナー国に追加的な負担をかけないようにしつつ、独自の国横断的なモニタリングと評価につき検討する。これによって、援助効果向上が開発目的にどのように貢献するかに関する包括的な理解が進む。

12. 実施に焦点を置くにあたり、2008年に途上国において本宣言にかかる進展を評価するために会合を持つこととし、それ以前に本宣言の実施をレビューするため、モニタリングを2回実施することとする。

II. パートナーシップコミットメント

13. 相互説明責任の精神に基づき、これらのパートナーシップコミットメントは、我々の経験に基づいている。我々は、こうしたコミットメントは、個々のパートナー国の状況に応じて読みかえられることを認識する。

オーナーシップ

パートナー国は開発政策、戦略、調和のとれた開発行動につき効果的なリーダーシップを発揮する

14. パートナー国は、以下にコミットする。
- 幅広い協議プロセスを通じ、国家開発戦略の開発・実施に際してリーダーシップを発揮する。
 - 国家開発戦略を成果重視の行動プログラムに落とし込み、中期支出枠組及び年間予算に反映する（指標1）。
 - 全てのレベルにおいて援助調整の際に、他の開発資源との関係を整理しつつ、リーダーシップを発揮する。また、市民社会、民間セクターの参加を奨励する。
15. ドナーは、以下にコミットする。
- パートナー国のリーダーシップを尊重し、能力開発を支援する。

アラインメント

ドナーは、全ての支援をパートナー国の国家開発戦略、制度、手続きの上に実施する。

ドナーはパートナー国の戦略にアラインする。

16. ドナーは、以下にコミットする。
- 全ての支援（国家戦略、政策対話、開発協力プログラム）をパートナー国の国家開発戦略と定期的なこれらの政策遂行にかかる評価の上に実施すること。（指標3）
 - 可能な場合には、パートナー国の国家開発戦略ないし右戦略実施の進捗度合いにかかる年次評価からコンディショナリティを導き出す。その他のコンディショナ

リティは、適切な理由がある場合にのみ設定され、その他のドナー及びステークホルダーとの緊密な協議を経つつ透明性をもって実施される。

- 資金供給を、単一のコンディショナリティの枠組み及び／もしくは管理可能な一連の指標とリンクさせる。これは全てのドナーが同一のコンディショナリティを持つことを意味しないが、それぞれのドナーのコンディショナリティは共通の枠組みから導出されたものであるべき。

ドナーは強化された当該国システムを活用する

17. 援助の管理において、援助が合意された目的に適切に使われるという相応の保証がある場合には、パートナー国の制度・システムを利用することは、パートナー国の持続的な開発、実施、市民社会・議会への説明責任の各能力強化を通じて援助効果を増進する。パートナー国のシステムと手続きは、一般的には、会計、監査、調達、成果フレームワーク、モニタリングにかかる国家の制度・手続きを含むが、これに限られるものではない。

18. 診断評価は、パートナー国政府及びドナーにとってパートナー国のシステムの現状にかかる重要な一かつ増加中の一情報源である。パートナー国とドナーは、パートナー国システムの改善をモニターすることに共通の関心を有している。分析評価及び関連する分析作業によって設定された情報を元に作られたパフォーマンス評価枠組み及びそれに伴う一連の改革手段は、ドナー・パートナー国の取組みをサポートする。

19. パートナー国とドナーは、共同で以下にコミットする。

- パートナー国システムのパフォーマンス・透明性・説明責任につき信頼にたる評価を提供する、相互に合意した枠組みを設置するために共同作業を行う。(指標 2)
- パートナー国がリードする能力開発戦略の枠内で、分析評価とパフォーマンス評価枠組みを統合する。

20. パートナー国は、以下にコミットする。

- 当該国のシステムと手続きの信頼にたる評価を提供する診断評価を実施する。
- 診断評価に基づき、必要とされる改革を実施する。かかる改革は、援助及びその他の開発資源に関する当該国のシステム、制度、手続きが信頼にたる、透明性の高いものであることを確固たるものにする。
- 持続的な能力開発プロセスを開始・促進するために必要とされる公共部門改革等の改革を実施する。

21. ドナーは、以下にコミットする。

- パートナー国のシステムと手続きを最大限利用する。パートナー国のシステムの活用ができない場合には、パートナー国のシステムと手続きを損なうのではなく強化するような形で追加的なセーフガード措置を設ける。(指標 5)
- 援助資金で行われるプロジェクト・プログラムの日々の管理・実施のための組織

の設置を極力避ける。(指標6)

- 相互に矛盾する多数の目標をパートナー国に提示することを避けるため、パートナー国にかかる調和のとれたパフォーマンス評価枠組みを適用する。

パートナー国は、ドナーの支援を得つつ、開発能力を強化する

22. 政策及びプログラムの計画、管理、実施、成果管理を行う能力-それは、分析、対話から実施、モニタリング、評価にまでいたるものである-は、開発目的を達成するために重要である。能力開発は、パートナー国の責任で、ドナーはそれをサポートする役割を担う。能力開発は、適切な技術的分析に基づかなければならないのみならず、人的資源強化の必要性を含め、より広い社会的、政治的、経済的環境に対応したものでなければならない。

23. パートナー国は、以下にコミットする。

- 国家開発計画における特定の能力強化目標に統合し、要すれば自らがリードする能力開発戦略を通じた実施を遂行する。

24. ドナーは、以下のコミットする。

- ドナーの分析及び資金援助をパートナー国の能力開発目的と戦略にアラインさせ、既存の能力を活用し、能力開発支援を調和化する(指標4)。

公共財政管理能力を強化する

25. パートナー国は、以下にコミットする。

- 国内資源の動員動力、財政の持続可能性の強化、官民の投資環境整備を行う。
- 予算執行にかかるタイムリーで透明性、信頼性のある報告を公表する。
- 公共財政管理改革においてリーダーシップを発揮する。

26. ドナーは、以下にコミットする。

- 複数年にわたるインディカティブな援助の実施をコミットし、合意されたスケジュールに沿い、援助をタイムリーかつ予測可能な形でディスバースする(指標7)。
- 可能な限り、パートナー国の透明性のある政府予算システム・会計メカニズムを利用する(指標5)。

27. パートナー国とドナーは、共同で以下にコミットする。

- 公共財政管理において、調和のとれた診断評価及びパフォーマンス評価枠組みを実施する。

パートナー国の国家調達システムを強化する。

28. パートナー国とドナーは、共同で以下にコミットする。

- 診断、持続可能な改革の開発及び進捗モニタリングにおいて、相互に合意された

基準と手続きを利用する。

- 調達に関する改革と能力開発を中長期的に持続・支援するために十分な資源投入を約束する。
- 国レベルで推奨されたアプローチに関するフィードバックを共有し、継続的に改善するようにする。

29. パートナー国は、調達改革プロセスに関しリーダーシップを発揮し、実施することにコミットする。

30. ドナーは、以下にコミットする。

- パートナー国が相互に合意した基準とプロセスを実施した際には、徐々に調達に関するパートナー国制度を使用する。
- 当該国の制度が合意した基準に達しない場合やドナーが当該国システムを使用しない場合には調和化されたアプローチを適用する。

アンタイド援助 : Value for Money を改善する

31. 援助のアンタイド化は、一般的に取引コストを減少させ、当該国のオーナーシップとアラインメントを改善させることによって援助効果を向上させる。DAC ドナーは、2001年のLDC向け援助のアンタイド化勧告で推奨されているとおり、アンタイド化に引き続き努力する。(指標8)

調和化

ドナーの行動は、より調和化され、透明性があり、集散的に効果的になる。

ドナーは、共通の手続きと簡素化された手順を実施する。

32. ドナーは、以下にコミットする。

- ローマハイレベルフォーラムのフォローアップの一部として作成したドナーの行動計画を実行に移す。
- 可能な場合には、国レベルで、ドナーや援助資金フローに関する計画、資金協力(協調した資金提供)、ディスバース、評価、報告につき共通の手順を実施する。プログラム型援助の増加はこの努力に貢献することができる(指標9)。
- 個別でかつ重複したミッション及び調査の数を減少させるために共同行動をとる(指標10)。そして教訓をシェアするための共通トレーニングを促進し、実践するコミュニティを形成する。

相互補完性 : より効果的な分業

33. グローバルレベル、国レベル、セクターレベルでの過度に分散した援助は援助効果の発現を阻害する。分業と負担の分担に関する現実的なアプローチは、相互補完性を向上させ、取引コストを削減することができる。

34. パートナー国は、以下にコミットする。

- ドナーの比較優位及び国レベル、セクターレベルでドナー相互の補完性をどのように達成するかに関する見解を提供すること。

35. ドナーは、以下にコミットする。

- 適切な場合には、リードをとるほかドナーにプログラム、活動、課題の実施を委任することによってセクターレベル、国レベルでのそれぞれの比較優位を最大限活用する。
- 個別の手続きを調和化させるために共同行動をとる。

協力行動のためのインセンティブ

36. ドナーとパートナー国は、共同で以下にコミットする。

- 職員が調和化、アラインメント、成果に向かって業務を行うよう、職員の採用、評価、訓練を含む手続きの改善とインセンティブ強化を実施する。

脆弱な国家において効果的な援助を供与する

37. 脆弱な国家への国際的な関与のための長期ビジョンは、正統性のある、効果的で柔軟な国家とその他の国家的制度を作り上げることである。効果的な援助に関する指針は脆弱な国家にも当てはまるが、脆弱なオーナーシップや能力、基礎的なサービス供給に関する緊急なニーズといった環境に対応させる必要がある。

38. パートナー国は、以下にコミットする。

- 市民への効果的なガバナンス、公共の安全、安全保障、基礎的社会サービスへの公平なアクセスを提供する政府組織の構築に向けて改善すること
- 国家開発計画がない場合には、過渡的な結果マトリックス等の簡単な計画ツールを用い、ドナーと対話すること。
- 優先開発事項を決定する際には、国内の関係者の広い参画を奨励すること

39. ドナーは、以下にコミットする。

- 援助活動を調和化する。調和化は、政府の強固なリーダーシップがない状況において何より重要である。ドナーは、よりアップストリームでの分析、共同調査、共同戦略、政治的活動の強調、共同事務所の設置等の実務的なイニシアティブ等に焦点をおくべきである。
- 中央政府の戦略に可能な限りアラインする。それが不可能な場合には、国・地域・セクターもしくは非政府システムを最大限に活用する。

- 国の予算プロセス外の援助や現地職員への高給の供与等、国の制度構築を損なうような活動は避ける。
- 様々な援助ツールを適切に組み合わせる。こうした援助には、移行が期待できるが同時にリスクが高い国への経常予算への支援を含む。

環境評価に関する調和化されたアプローチを促進する

40. ドナーは、保健衛生面・社会面を含むプロジェクトレベルでの環境影響評価（EIA）の分野で調和化を進めてきた。気候変動や砂漠化、生物多様性の喪失等の地球規模環境問題に対応することを含め、この取組みをさらに進める必要がある。

41. ドナーとパートナー国は、共同で以下にコミットする。

- プロジェクトについて、EIA の適用を強化し、共通手続きを整備する。これには関係者（ステークホルダー）との協議を含む。さらに、セクターレベル、国レベルにおける戦略的環境アセスメントにかかる共通のアプローチを開発・適用する。
- 環境審査や法の執行に必要とされる専門的な技術的・政治的能力を継続的に開発する。

42. ジェンダーの平等や、専門の基金によって資金手当てがなされるその他のテーマ別課題など、横断的な問題についても同様の調和化努力が必要である。

成果マネジメント

成果のために資源を管理し、意志決定を改善する

43. 成果マネジメントとは、希望する結果に焦点をあて、よりよい意志決定のために情報を活用するよう、援助を管理・実施することを意味する。

43. パートナー国は、以下にコミットする。

- 国家開発戦略と年間・複数年予算プロセスとの関係性を強化する。
- 成果重視の報告や国家ないしセクター開発計画の主要な事象に関する進捗をモニターする評価枠組みを設置する。これらの枠組みは、データがコストに比して効果的に収集可能で、管理可能な数の指標をモニターすることとする（指標 11）。

45. ドナーは、以下にコミットする。

- 国別計画と投入資源を成果と関連付け、パートナー国の効果的なパフォーマンス評価枠組みにアラインさせる。その際、パートナー国の国家開発戦略と整合性のないパフォーマンス指標を導入しないよう留意する。
- 可能な限りパートナー国の成果報告とモニタリング枠組みを活用するべく、パー

- トナー国と共同作業を行う。
 - ドナーがパートナー国に求めるモニタリング及び報告を調和化させる。また、パートナー国の統計システムやモニタリング・評価システムを利用することができるようになるまで、定期報告の共通フォーマットにつき調和化を図る。
46. パートナー国とドナーは、共同で以下にコミットする。
- 開発成果マネジメントに関する能力を強化するために、参加型アプローチで共同作業を行う。

相互説明責任

ドナーとパートナー国は、開発成果に関して相互に説明責任を有する

47. 開発資源の利用における相互説明責任と透明性を拡大することが、ドナー、パートナー国双方の主要なプライオリティである。これは国家政策、援助政策への国民の支持の強化につながる。
48. パートナー国は、以下にコミットする。
- 適切な場合には、国家開発戦略及び予算における議会の役割を強化する。
 - 国家開発戦略の策定・進捗評価・実施に際し、システムチックに幅広い開発関係者を関与させることによって参加型アプローチを強化する。
49. ドナーは、以下にコミットする。
- 時宜に適った、透明で包括的な援助フローに関する情報を提供する。これによりパートナー国政府は議会・市民に対して包括的な予算に関する報告を行うことが可能になる。
50. パートナー国とドナーは、以下にコミットする。
- 既存の、目的指向の国レベルのメカニズムを通じて、パートナーシップ合意を含む援助効果向上にかかる合意された約束の実施に関する相互の進捗状況につき共同で評価する（指標 12）。

III. 進捗計測指標

国毎に計測され、国際的にモニターされる。

オーナーシップ		2010年の目標	
1	パートナー国は、実施可能な開発戦略を持つ—中期的支出枠組みとリンクし、年間予算に反映される明確な戦略的優先分野を定めた国家開発計画（貧困削減戦略を含む）を有する国の数	パートナー国の少なくとも75%が実施可能な開発戦略を有する。	
アラインメント		2010年の目標	
2	信頼できる当該国システム—調達及び公共財政管理システムにおいて、a) 広く受け入れられた好事例に従った業務を行っている、もしくは b) これを達成するための改革プログラムを有している国の数	(a) パートナー国の半分が、PFM/CPIA のパフォーマンス値において、少なくとも1ノッチ（即ち0.5ポイント）改善する。 (b) パートナー国の3分の1が、本指標のパフォーマンスを計測するためのA-Dの4分位の指標において少なくとも1ノッチ（D→C、C→B、B→A）改善する。	
3	国家の優先分野にアラインした援助フロー—政府部門への援助フローのうち、途上国の国家予算に報告されている割合	ギャップを半分にする—政府部門への援助のうち、政府予算に報告されない援助の割合を半分にする（少なくとも援助フローの85%を予算上に報告する）。	
4	調和化された支援による能力強化—パートナー国の国家開発戦略と整合的な調整されたプログラムを通じた能力開発支援の割合	技術協力の50%が、国家開発計画に一致し、調和化したプログラムを通じて実施される。	
5a	当該国の調達システムの利用—調達及び公共財政管理システムに関し、a) 広く受け入れられた好事例に従った業務を行っている、もしくは b) これを達成するための改革プログラムを有している国において、当該国の国内制度を利用しているドナー及び援助量の割合	ドナーの割合	
スコア		目標	
A		全てのドナーがパートナー国の調達システムを使用する。	
B		90%のドナーがパートナー国の調達システムを使用する。	
		援助フローの割合	
		スコア	目標
		A	公共セクターへの援助で当該国の調達制度を使用しない援助の割合を3分の2減らす。
		B	公共セクターへの援助で当該国の調達制度をしようしない援助の割合を3分の1減らす。
5b	当該国の公共財政管理システムの使用—(a) 広く認められ	ドナーの比率	
		スコア	目標

	たグッドプラクティスを持つもしくは (b) これらを達成するための改革プログラムをもったパートナー国の公共財政管理システムを使用するドナーの割合と援助量の割合。	5+ 全てのドナー が当該国の PFM システムを使用する。 3.5-4.5 90%のドナー が当該国の PFM システムを使用する。
		援助量の割合
		スコア 目標
		5+ 当該国の PFM システムを使用しない公共部門への援助を 3分の2減らす 。 3.5-4.5 当該国の PFM システムを使用しない公共部門への援助を 3分の1減らす 。
6	行政機構と平行した実施組織を設置しないことによる能力強化 —国別のパラレル PIU(プロジェクト実施ユニット)の数	平行したプロジェクト実施ユニット (PIU) の数を 3分の2減らす 。
7	援助の予測可能性を向上させる —年間もしくは複数年の枠組みで合意されたスケジュールどおりに供与されるディスパースの割合	ギャップを半分にする —当該予算年度に支出が予定されていた援助で、実際にはディスパースされなかった額の割合を半減させる。
8	援助のアンタイト化 —アンタイト援助の割合	継続的に進展させる 。
調和化		2010年の目標
9	共通のアレンジメントないし手続きの利用 —プログラムベースアプローチ (PBA) に基づき供与される援助の割合	66%の援助はプログラムに基づくアプローチの枠組みに供与される。
10	共通の分析の態様 —共同で実施されるミッション・国別分析作業 (CAW) の割合	(a) 現地へのミッションの 40% は共同ミッションとする。 (b) 66%の国の分析作業は共同で行うこととする。
開発成果マネジメント		2010年の目標
11	成果に基づく枠組み —国家開発戦略とセクタープログラムを評価する、透明でモニター可能なパフォーマンス評価枠組みを有している国の数	ギャップを3分の1減少させる —透明でモニター可能なパフォーマンス評価枠組みをもたない国の割合を 3分の1減らす 。
相互説明責任		2010年の目標
12	相互説明責任 —パリ宣言に含まれる援助効果向上に関する合意されたコミットメントの実施について相互評価を行っているパートナー国の数	全てのパートナー国 は、相互評価を行う。

重要な注：宣言のパラ9に従い、DAC 援助効果作業部会によるドナー、パートナー国によるパートナーシップ (OECD/DAC 加盟国、パートナー国、国際機関から構成) は2005年5月30日-31日、2005年7月7日-8日の2回会合を持ち、12の進捗指標の目標値を必要に応じてレビューの上、採択した。これらの会合において現行の宣言の第3部の指標に関して合意した。この

合意は、(a) 現地で管理される調達システムの質の評価に関する手法（指標 2b、5b に関連）、(b) 公共財政管理改革プログラムの受け入れ可能な質（指標 5a ii）について、1 ドナーが留保する形となされた。これらの課題についてはさらに議論が行われている。目標は、右留保も含め、DAC のリチャード・マニング議長による 2005 年 9 月 9 日付の書簡によって国連の第 60 回総会のハイレベル全体会議長に通知された。

指標 5 に関する注：指標 5 のスコアは、指標 2 で調達及び公共財政管理システムの質を計測した方法と同じ方法によって決定される。

Appendix A

進捗指標の方法論に関する注書き

進捗指標は、援助効果に関するパリ宣言で設定された責任と説明責任を具体化する枠組を提供するものである。この枠組は、本宣言の第2部で設定されたパートナーシップコミットメントから選択的に導き出されたものである。

目的—進捗指標は、援助効果に関するパリ宣言で設定された責任と説明責任を具体化する枠組を提供するものである。これらは、原則として当該国レベルでの集団的行動 (collective behaviour) を計測するものである。

国レベルとグローバルレベル—指標は、国レベルでパートナー国とドナーの緊密な協力によって計測されるものである。国レベルでの指標の値は、地域レベル、グローバルレベルで集計される。グローバルレベルでの集計は、統計的な比較を行うため、下に述べる国レベルでのパネル並びに関連データが入手可能な全てのパートナー国のために実施される。

ドナー/パートナー国のパフォーマンス—進捗指標は、個々のドナー機関やパートナー国が、国・地域・世界の各レベルにおいてそれぞれのパフォーマンスを測定するためのベンチマークを提供する。個々のドナーのパフォーマンスを計測するにあたっては、ドナーが個々に異なる使命を持っている点を踏まえ、柔軟性が確保されるべきである。

目標—目標はグローバルレベルで設定されている。これらの目標に対する進捗は、国レベルのデータを集計することによって計測される。グローバルな目標に加え、パートナー国やドナーは当該国の国レベルでの目標を設定してもよい。

ベースライン—2005年のベースラインは、希望国 (self-selected countries) のパネルによって設定される。DAC 援助効果作業部会によるドナーとパートナー国のパートナーシップは、このパネルを設置するよう求められている。

定義とクライテリア—DAC 援助効果作業部会によるドナーとパートナー国のパートナーシップは、結果が時間・国を越えて集計できるよう定義、適用の範囲、クライテリア、方法論についてガイダンスを出すよう求められている。

指標9に関する注—プログラムに基づくアプローチ (Programme based approach) は、国家開発戦略、セクタープログラム、テーマ別プログラムもしくは特定の組織のプログラム等、パートナー国による開発プログラムへの調和化された支援の原則に基づく開発協力のための方策として、” Harmonizing Donor Practices for Effective Aid Delivery ” (OECD, 2005) の第2巻囲み記事 3.1 に定義されている。プログラムに基づくアプローチは、以下の特色を持つ: (a) ホスト国ないしホスト機関のリーダーシップに基づく、(b) 一つの包括的プロ

グラム及び包括的予算枠組、(c) ドナーの調和化に関する正式なプロセスと、報告、予算、財政管理、調達に関する調和化されたドナー手続き、(d) プログラム設計、実施、財政管理、モニタリング及び評価に関する現地システムの使用を増やす努力。指標 9 においては、プログラムに基づくアプローチに貢献する援助モダリティについて個別に計測される。

APPENDIX B : 参加国・参加機関リスト

参加国

アルバニア、オーストラリア、オーストリア、バングラデシュ、ベルギー、ベニン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中国、コンゴ民主共和国、チェコ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エジプト、エチオピア、EC、フィジー、フィンランド、フランス、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ホンジュラス、アイスランド、インドネシア、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、日本、ヨルダン、ケニア、韓国、クウェート、キルギス共和国、ラオス、ルクセンブルグ、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、マリ、モーリタニア、メキシコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ノルウェー、パキスタン、パプアニューギニア、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア連邦、ルワンダ、サウジアラビア、セネガル、セルビアモンテネグロ、スロヴァキア、ソロモン諸島、南アフリカ、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、タジキスタン、タンザニア、タイ、東チモール、チュニジア、トルコ、ウガンダ、イギリス、アメリカ、ヴァヌアツ、ベトナム、イエメン、ザンビア

参加機関

African Development Bank Arab Bank for Economic Development in Africa
Asian Development Bank Commonwealth Secretariat
Consultative Group to Assist the Poorest (CGAP) Council of Europe Development Bank (CEB)
Economic Commission for Africa (ECA) Education for All Fast Track Initiative (EFA -FTI)
European Bank for Reconstruction and Development (EBRD) European Investment Bank (EIB)
Global Fund to Fight Aids, Tuberculosis and Malaria G24
Inter-American Development Bank International Fund for Agricultural Development (IFAD)
International Monetary Fund (IMF) International Organisation of the Francophonie
Islamic Development Bank Millennium Campaign
New Partnership for Africa's Development (NEPAD) Nordic Development Fund
Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD) Organisation of Eastern Caribbean States (OECS)
OPEC Fund for International Development Pacific Islands Forum Secretariat
United Nations Development Group (UNDG) World Bank

市民社会組織

Africa Humanitarian Action AFRODAD
Bill and Melinda Gates Foundations Canadian Council for International Cooperation (CCIC)
Comité Catholique contre la Faim et pour le Développement(CCFD)
Coopération Internationale pour le Développement et la Solidarité(CIDSE)
Comisión Económica (Nicaragua) ENDA Tiers Monde
EURODAD International Union for Conservation of Nature and Natural Resources (IUCN)
Japan NGO Center for International Cooperation (JANIC) Reality of Aid Network
Tanzania Social and Economic Trust (TASOET) UK Aid Network